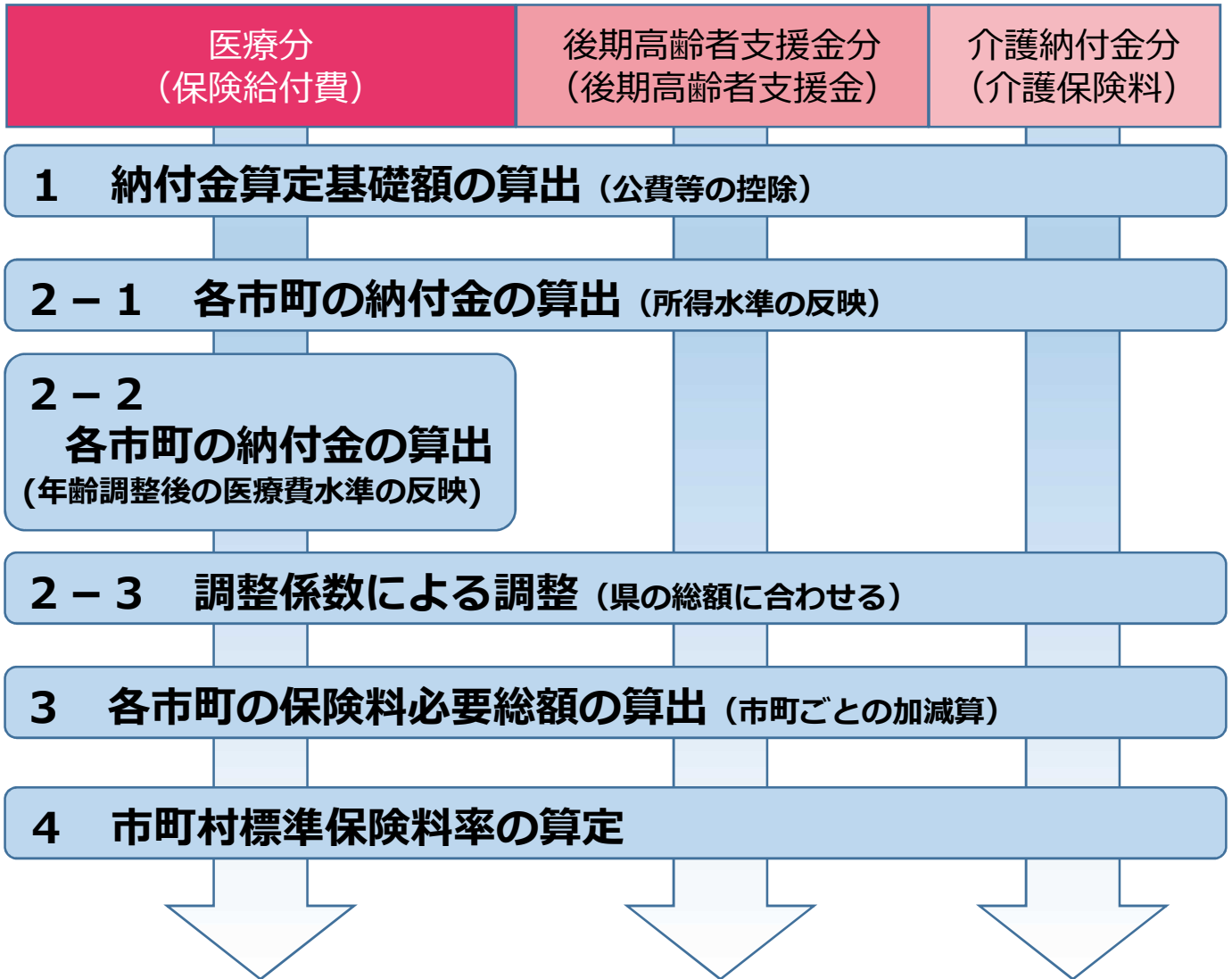


市町の納付金・標準保険料率算定のおおまかな流れ

- 県が市町に示す納付金は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を別々に計算し、合算したものの。
- 医療分：市町ごとの所得水準及び年齢調整後の医療費水準を反映。
- 後期高齢者支援金分及び介護納付金分：市町ごとの所得水準を反映。
 - ※ 後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度を支援するため、74歳以下の被保険者が負担。
 - ※ 介護納付金分は、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の被保険者）に係る介護保険料（医療分・後期高齢者支援金分に係る保険料と一体的に徴収）。

県全体の保険給付費等



保険料率の決定 (市町)

市町の納付金・標準保険料率算定のおおまかな流れ

1 納付金算定基礎額の算出

- 県全体の保険給付費等から、前期高齢者交付金や普通調整交付金（国費）等の公費を差し引いて納付金算定基礎額を算出する。

2 各市町の納付金の算出

- 医療分は、市町ごとの所得水準及び年齢調整後の医療費水準を反映する。
- 後期高齢者支援金分及び介護納付金分：市町ごとの所得水準を反映する。
- 上記反映後、各市町の納付金基礎額の総額を県の総額に合わせる。

所得水準の反映方法（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分共通）

全国平均との比率を反映させるもので、香川県の現状では、医療分、後期高齢者支援金分及び介護分とも、応益分：応能分 = 54 : 46。

- ① 県全体の納付金算定基礎額を、人数シェアと世帯数シェアに応じて配分する額（応益分）と、所得シェアに応じて配分する額（応能分）の2つに分ける。
※応益分と応能分の比率は県の所得水準に応じて決まる（国が毎年係数を提供）。
- ② 応益分を当該市町の人頭数シェアと世帯数シェアに応じて、応能分を当該市町の所得シェアに応じて各市町に配分する。

応益分（人数・世帯数） 54			応能分（所得） 46		
A市 100	B市 100	C市 100	A市 100	B市 100	C市 100

※A市・B市・C市は応益シェア・応能シェアが同じと仮定

医療費水準の反映方法（医療分のみ）

年齢調整後の医療費水準を反映させるもので、香川県の現状では、年齢調整後の医療費水準（1.09～1.21）を反映。

年齢調整後の医療費水準により、各市町の配分額を増減させる。

※応益シェア・応能シェアが同じ（1②で配分された納付金額が同じ）で医療費水準が異なる3市（A市0.9, B市1.0, C市1.2）をモデルに、年齢調整後の医療費水準を反映させた場合を示したのが下図で、医療費水準の高いC市の納付金額が多くなります。

A市 100	B市 100	C市 100	➔	A市 100×0.9	B市 100×1.0	C市 100×1.2
-----------	-----------	-----------	---	------------------------	------------------------	------------------------

市町の納付金・標準保険料率算定のおおまかな流れ

2 各市町の納付金の算出（つづき）

調整係数による調整（県の総額に合わせる）

「所得水準」「医療費水準」反映後の各市町の納付金額の総額を県の総額に合わせる。

3 各市町の保険料必要総額の算出

- 市町ごとに異なる公費、費用を加減算して、保険料必要総額を算出する。

主な加減算項目（県全体）

	加算項目	減算項目
医療分	出産育児一時金 葬祭費 保健事業 直診勘定繰出金 条例減免 特定健康診査 審査支払手数料	国からの負担金・交付金 保険者支援制度 県繰入金（市町ごとの事情による） 特定健康診査負担金 出産育児一時金繰入 過年度の保険料収入見込み
後期高齢者支援金分	条例減免	保険者支援制度 過年度の保険料収入見込み
介護納付金分	条例減免	保険者支援制度 過年度の保険料収入見込み

4 市町村標準保険料率の算定

- 市町ごとの収納率※で割り戻し、県統一基準（3方式）による市町ごとの標準保険料率を算定する。
※市町ごとの直近3年の最低値
- 県が示す標準保険料率は、市町ごとの事情（決算補填等目的の法定外繰入や基金からの繰入等）を考慮していないため、市町が定める保険料率とは必ずしも一致しない。

保険料率の決定（市町）

- 市町は、県が示した納付金額、保険料必要額等を参考に、収納率見込み、決算補填等目的の法定外繰入や基金からの繰入等を考慮して、保険料の算定方式（3方式、4方式）、保険料率等を決定する。